

業務報酬基準・工事監理小委員会（第2回）議事要旨

日 時：平成19年6月1日（金）13:00～15:00

場 所：国土交通省 11 階特別会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、大森委員、岡本委員、金箱委員、北委員
平野委員、古阪委員、牧村委員、松村委員、松本委員、峰政委員、村上委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 7名の委員より、業務報酬基準の見直し等に関し、論点整理のためのプレゼンテーションがあった。
- 委員より、以下の発言があった（プレゼンテーションにおける意見も含む）。

《標準業務内容及び標準外業務内容の見直し》

- ・ 業務内容については、現状に合わせて見直しを行うべき。
- ・ 標準外業務が多様化するなか、個別の契約と業務報酬とが整合とれるよう、工夫すべき。

《工事監理業務の見直し》

- ・ 現在の工事監理業務については、設計者が行うべき業務と第三者でも可能である業務、マネジメント的な業務が混在しており、整理が必要。
- ・ 工事に行われる設計業務の人日は工事監理でなく、設計として算出すべき。
- ・ 工事段階における設計者の位置づけを明確にすべき。

《建物用途等の見直し》

- ・ 超高層住宅、複雑な工場、大学研究棟、木造三階建住宅等の位置づけの見直しを行うべき。
- ・ 特に1類（生産施設）については、見直しが必要。
- ・ 将来の類別の増にも対応可能なように、類別の考え方を整理しておくべき。

《略算式の見直し》

- ・ 工事費でなく、床面積とすべき。一方で、工事費単価別にランク分けすることも検討するべき。
- ・ 意匠・構造・設備等の分野ごとに算出できるようにすべき。
- ・ 小規模建築物であるほど、構造設計業務の比率が上がることを反映すべき。

- ・ 構造計算ルート等の難易度に応じて算出できるようにすべき。
- ・ 設計業務を再委託した場合の統括業務・マネジメント業務について位置付けるべき。
- ・ 設計変更に対する指標が必要。
- ・ 改正建築基準法に伴う業務量の増大を反映すべき。
- ・ 現在は標準外業務となっている企画業務についての重要性が増していることから、きちんと業務量を算出すべき。
- ・ 設計・工事監理業務について、これ以上削減できない最低限の人日を示すべき。

《業務報酬基準の実効性の確保のための措置》

- ・ 消費者が理解できるよう、周知徹底すべき。また、建築主（ディベ等）に対して、アピールし、認識を高めることも必要。そのためには、建築主（ディベ等）に対しての業務報酬に関する実態調査を実施すべき。
- ・ 積み上げ方式で人日を算出するという業務報酬基準の基本的考え方を浸透させるべき。

《継続的な見直し》

- ・ 継続的、定期的に見直しを行うべき。
- ・ 実態の把握は現実には困難であり、継続的に業務実態を把握する仕組みを検討すべき。

《その他》

- ・ 建築物の品質確保は設計者・工事監理者のみならず、施工者（監理技術者・主任技術者等）の役割も重要。将来的な課題として、これらの役割分担を見直すべき。